

## (制度名 住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造認証者認定)

### (1) (指定基準)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）  
（登録基準等）

第四十六条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の認定員（第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあっては次条第一号イからニまでのいずれかに該当するもの、第四十四条第二項第二号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあっては次条第二号イからハまでのいずれかに該当するものに限る。）が認定等の業務を実施し、その数が三以上であること。
- 二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
  - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親法人であること。
  - ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
  - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 三 認定等の業務を適正に行うために認定等の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

### 2 (略)

### (2) 指定、登録等を受けた法人

別紙のとおり

### (3) 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

### (4) 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。

| 機関名称                | 指定時期       | 法人の連絡先                | 登録の理由                                |
|---------------------|------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 一般財団法人ベターリビング       | 平成12年8月1日  | 東京都 千代田区富士見2丁目7番2号    | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| 一般財団法人日本建築センター      | 平成12年8月1日  | 東京都 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| 一般財団法人日本建築総合試験所     | 平成12年10月3日 | 大阪府 大阪市中央区内本町2丁目4番7号  | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| 一般財団法人建材試験センター      | 平成12年10月3日 | 埼玉県 草加市高砂2丁目9番2号      | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| (財)日本住宅・木造技術センター    | 平成12年10月3日 | 東京都 江東区新砂3丁目4番2号      | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 | 平成12年10月3日 | 東京都 千代田区麴町3丁目5番1号     | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |
| 日本ERI(株)            | 平成17年4月28日 | 東京都 港区赤坂8丁目5番26号      | 住宅の品質確保の促進等に関する法律第46条に基づく基準に適合しているため |